

令和八年七月三十日付け広島県報（定期）第五十九号に登載の広島県告示第八百五十六号（公共測量の実施）の一部を次のように訂正する。

令和八年八月十七日

土木建築局土木建築総務課長

ページ	一
行	六
正	公共測量（基準点測量）
誤	公共測量（路線測量・現地測量）